

函 博

令和4年(2022年)5月23日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会生涯学習部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

- 1 (仮称) 総合ミュージアムについて

(博物館 23-5480)

(仮称) 総合ミュージアムについて

1 (仮称) 総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方 (たたき台)

(1) (仮称) 総合ミュージアムの整備にあたっての基本的な考え方 (たたき台) の位置付け等

この基本的な考え方は、(仮称) 総合ミュージアム整備構想を策定する際のベースになるもので、たたき台に対する市民や関係団体の意見を聴取したうえで成案化します。

(2) (仮称) 総合ミュージアムの整備にあたって配慮しなければならない事項

- ① 函館の歴史や文化を総合的に学べるミュージアムにすること。
- ② 市民が何度でも足を運びたいくなるミュージアムにすること。
- ③ より多くの観光客を誘客できる観光資源としてのミュージアムにすること。
- ④ 経済波及効果をもたらすことができるミュージアムにすること。
- ⑤ 将来世代に過度な負担を残さないこと。

(3) (仮称) 総合ミュージアムのコンセプト

メインコンセプト	サブコンセプト
① 博物館法が規定する機能を持ったミュージアム	■ 函館の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学などに関する資料を収集・保管・展示するミュージアム
② 人にも資料にもやさしいミュージアム	■ 適切な温湿度管理により快適な観覧環境を提供できるミュージアム ■ 高齢者や障がい者を含むすべての利用者に配慮した観覧環境を提供できるミュージアム (ユニバーサルデザインに配慮した観覧環境を提供できるミュージアム) ■ 適切な温湿度管理により最適な資料の保管・展示環境を確保できるミュージアム など
③ 函館の歴史や文化を総合的に学べるミュージアム	■ 函館が歩んできた歴史や育んできた文化に関する資料 (縄文・アイヌ・箱館戦争・開拓使・函館にゆかりのある人物に関する資料等を含む) を展示するミュージアム ■ 函館の歴史や文化に関する新たな資料 (写真・映像・映画・ドラマ・マンガ・音楽等) を収集し展示するミュージアム ■ 函館の町並みの移り変わりとその時代の出来事を知ることができるミュージアム など

メインコンセプト	サブコンセプト
④ すべての市民や観光客が楽しめるミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> ■ AR（拡張現実）・VR（仮想現実）などのデジタル技術を活用したミュージアム ■ インバウンドが理解しやすい用語を使用した多言語解説を行うミュージアム ■ 子どもや高齢者、障がい者の誰もが理解し楽しめる解説や案内を行うミュージアム ■ 総合学習や修学旅行に豊かな学びや体験の場を提供できるミュージアム など
⑤ まち歩きや観光地巡りの起点となるミュージアム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民や観光客が函館の文化財や歴史的建造物などを実際に見て歩く「まち歩き」に誘導するためのガイダンス機能を持ったミュージアム など

(4) (仮称) 総合ミュージアムの整備時期

市の中長期的な財政状況を見極めたうえで判断します。

(5) (仮称) 総合ミュージアムに移行した際の博物館本館・郷土資料館・北洋資料館・北方民族資料館・文学館の活用方法等

博物館本館	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本館は収蔵庫としての活用を検討する。 ■ 北海道指定有形文化財である旧函館博物館1号・2号はこれまでと同様に適切に保存し、定期的に一般公開する。
北洋資料館	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後検討する。
郷土資料館・北方民族資料館・文学館	<ul style="list-style-type: none"> ■ 函館市が引き続き土地・建物を所有し、西部地区再整備事業の中で活用方法を検討する。

(仮称) 総合ミュージアム完成後に博物館本館等からの資料の移設を行うことになることから、その準備期間などを考慮して博物館本館等の廃止時期を検討することになります。なお、それまでの間、博物館本館等は現行どおりの管理運営方法を継続します。

2 市民や関係団体からの意見聴取

パブリックコメントを行うとともに、次の関係団体等からの意見聴取も行います。

- ① 博物館関係 ② 学校関係 ③ 経済団体 ④ 観光団体 ⑤ 文化団体 ⑥ 福祉団体
⑦ まちづくり団体 ⑧ 資料等寄贈者 ⑨ その他団体